

項目番号 12 - 01 - 01 - 01「(上水道)事業認可の内容」

【水道水に関する協議書の経過】

給水については、昭和41年に釧路町(旧)木工団地に区域外給水を開始、同42年に釧路町(旧)東光団地を編入、同年46年3月に「上水道布設に関する協議書」を締結し、旧セチリ太地区への給水を開始。(平成14年度末で約2,160世帯4,600人に供給。)

分水については、昭和43年の釧路市議会で水道事業条例を改正。同年、(旧)東光団地へ分水。同年48年、(旧)山崎団地、工業団地(現在の睦、曙地区)への分水要望があり、同年、市議会の同意を得て分水。その後、町の要望により分水区域、分水量を増大。(平成14年度末で約4,700世帯13,353人が対象。)

【水道水に関する協定書の概要】

(給水地区)

釧路町	桂	1丁目から5丁目まで
釧路町	桂 木	1丁目から6丁目まで
釧路町	木 場	1丁目から3丁目まで
釧路町	光 和	1丁目から8丁目まで
釧路町	新 開	1丁目から6丁目まで
釧路町	北見団地	1丁目から7丁目まで

(分水地区)

西地区

釧路町睦、曙、北都、豊美、雁来、富原、雪裡、国誉、(釧路川以西)若葉及び釧路町字別保原野南23線の一部

東地区

東陽地区 釧網本線以東、別保川以北より釧路町字別保原野南24線及び同南25線の各一部

中央地区 釧路町中央1丁目から6丁目、同7丁目から10丁目の各一部、釧路町字別保原野南22線以北及び釧路川以東釧網本線までの区域

釧望台地区 釧路町字別保原野南18線52番から56番、58番、60番、同南19線51番、53番から54番、55番から56番の各一部、同南20線49番から53番の一部及び釧望台

遠矢地区 釧路町河畔、わらび、鳥里、遠矢、鳥通西1丁目から10丁目、釧路町字床丹13番、114番の各一部、釧路町字トリトウシ3番、88番の各一部、釧路町字トリトウシ原野61番、釧路町遠矢南1丁目から5丁目、釧路町よし野1丁目から5丁目、同7丁目の一部及び釧路町字トリトウシ原野南17線57番から58番の各一部

南陽台地区 釧路町南陽台1丁目から8丁目、同9丁目の一部及び同10丁目

別保地区 釧路町別保、別保東1丁目、及び同2丁目の一部、釧路町別保南及び釧路町字別保原野南24線78番の一部、字別保120番地の一部

鳥通地区 釧路町鳥通東及び釧路町字トリトウシ原野南13線58番の一部

(分水量)

一日最大分水量を6,400立方メートルとする。

(分水料金)

1立方メートルにつき224円とする。

(協定施行日)

平成16年4月1日から施行

【参考資料】

釧路町関連資料～15年度決算